

○大野城太宰府環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する規則

平成11年8月24日
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、大野城太宰府環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例(平成11年条例第3号。以下「条例」という。)施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月3日まで、8月13日から同月15日まで及び12月28日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、所定の場所で自己の住所及び氏名を縦覧受付簿に記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(市民の意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書(別記様式)には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(意見書の取扱い)

第7条 組合長は規則第6条の規定による意見書の審査のため必要があると認めるときは別に審査会を設けることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成11年8月24日から施行する。

附 則(平成14年規則第2号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式

意見書

平成 年 月 日

大野城太宰府環境施設組合長 様

氏名 ※法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地	印
住所	
施設の名称	
生活保全上の見地からの意見	

--	--